

宮城県知事措置請求書

平成28年2月8日

宮城県監査委員 御中

請求人 〒980-0021
仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン代表 野 呂 圭
電話 022-227-9900

請 求 の 趣 旨

地方自治法242条1項の規定に基づき、安部孝宮城県議会議員に対して交付された政務調査費ないし政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、安部孝宮城県議会議員から宮城県に返還を求めるなど、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

請 求 の 理 由

第1 本件請求の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある安部孝宮城県議会議員が、平成21年4月以降、仙台事務所として借り上げた物件に関して、事務所賃料、光熱費、新聞代、電話料金等に政務調査費ないし政務活動費（以下単に「政務活動費」とする。）から545万0844円を充当したことについて、①同仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所とは言えない点、②同仙台事務所には事務所としての外形上の形態がない点、③同仙台事務所は生計を一にする親族であると疑われる（ ）が共有持分を有する物件である点で違法かつ不当に政務活動費が支出されたというべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

第2 本件の事情

1 当事者について

(1) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

- (2) 安部孝議員は、宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年1月27日より宮城県議会議長の役職にある。そして宮城選挙区選出議員として松島町、利府町にそれぞれ事務所を持ちながら、後述のとおり仙台市内においても「〇〇」氏が共有持分を有する不動産を賃借して事務所を構えている。
- (3) 「〇〇」氏は、後述のとおり、安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として賃借している不動産の共有持分を有する者である。そして、安部孝県政報告会において安部孝議員の夫人として出席するとともに、安部たかし後援会の平成24年以降の政治資金収支報告書においては会計責任者「〇〇」氏として記載されている者である。

2 安部孝議員の政務活動費の支出状況

- (1) 安部孝議員は、平成21年4月以降、仙台市青葉区堤通雨宮町3-18（地番：仙台市青葉区堤通雨宮町108-1）所在のライオンズマンション雨宮1108号室を仙台事務所として使用していた。この関係資料によれば、ライオンズマンション雨宮1108号室は「〇〇」氏が平成7年8月1日まで居住していた部屋であり、「〇〇」氏の父が平成18年8月29日に逝去してからは、「〇〇」氏らが共有している（〇〇氏の共有持分は4分の1である。）。

- (2) 安部孝議員は、平成24年6月、仙台事務所を仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物に移転し、賃料を大隆株式会社に支払うようになった。

この仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物は、「〇〇」氏が現在居住している建物（同建物は一体の建物であってマンションではない。）であり、「〇〇」氏の父が平成18年8月29日に逝去してからは「〇〇」氏らが共有している（〇〇氏の共有持分は4分の1である。）。同建物は「〇〇産婦人科」という複数の看板が掲げられているだけで、安部孝議員の事務所であることを示す看板等は同建物周辺から見る限り外観上は全く見当たらない。

また、大隆株式会社（本店所在地：仙台市青葉区堤通雨宮町4-34）の登記簿によれば、同社は取締役を「〇〇」氏ら「〇〇」氏の親族が務める親族会社であり、不動産の売買及び賃貸や医療用機械器具の取扱い等を業とする株式会社である。「〇〇」氏は平成26年6月11日より大隆株式会社の代表取締役に就任している。

- (3) 安部孝議員は、別紙事実証明書記載のとおり、平成21年4月から平成

27年3月まで、政務活動費から事務所費として仙台事務所の賃料、同室の利用のために生じた光熱費等を支出し、資料購入費として同室でとっていた新聞の代金を支出し、事務費として同室において使用していた電話の料金を支出していた。これら安部孝議員の支出合計額は545万0844円に及ぶ。

第3 必要な措置を講ずべきこと

1 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(1) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、地方自治法第232条の2に定める補助金であり、地方自治法第100条第14項及び第16項、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（上記条例16条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（上記条例11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（上記条例2条）、今回問題となっている事務所費については「議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」、事務費については「会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費」、資料購入費については「会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」と定められている（上記条例別表）。

(2) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引き」によれば、事務所費の充当指針について、①「事務所経費への政務活動費の充当に際しては、下記のような事務所の要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に充当できるものとする。」と定められ、②事務所経費に政務活動費を充当できるための事務所の要件については「事務所としての外形上の形態を有していること（〇〇議員事

務所等の看板設置等)」と定められており、さらに③「事務所が自己所有又は生計を一にする親族の所有である場合は、事務所賃借料に充当することは不適當である。」とも定められている。

2 安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を支出したこと

(1) 上記第2の事情からすれば、以下に述べるとおり安部孝議員が事務所費に対して政務活動費を充当したことは、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費の手引き」の事務所費の充当指針に抵触する。

ア 安部孝議員の仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所とは言えないこと

安部孝議員は宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区としていることから、議員として広聴広報を行ったり、住民の要請陳情等を受けたりするなど政務活動を行う地域は、主として宮城選挙区である松島町、利府町であるはずである。したがって、仙台市内においては安部孝議員が政務活動を行う拠点は必要ないはずであるから、安部孝議員の仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所とは言えない。

現に仙台市内を選挙区としない他の県議会議員において、地元選挙区以外の場所に事務所を設けている者はいないこと、後述のとおり安部孝議員の仙台事務所には事務所としての外形上の形態はないことからしても、安部孝議員の仙台事務所が議員として政務活動を行うために必要な事務所であるとは言えないことを裏付けられているというべきである。

したがって、安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料や光熱費等を支払うことは上記条例及び事務所費の充当指針に抵触する。

イ 安部孝議員の仙台事務所には事務所としての外形上の形態がないこと

安部孝議員の現在の仙台事務所のある仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物には「産婦人科」という複数の看板が掲げられているだけで、安部孝議員の事務所であることを示す看板等は同建物周辺から見る限り外観上は全く見当たらない。したがって、現在の仙台事務所は、事務所としての外形上の形態を有していない。

また、平成24年5月まで仙台事務所が置かれていたライオンズマンション雨宮1108号室についても、マンションの上層階の一室であることから、賃借人に過ぎない安部孝議員が事務所であることを示す看板

等をマンションの周辺から外観上明らかになるように設置することは困難である。したがって、平成24年5月まで仙台事務所が置かれていたライオンズマンション雨宮1108号室についても事務所としての外形上の形態を有していなかったというべきである。

したがって、安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料や光熱費等を支払うことは事務所費の充当指針に抵触する。

ウ 安部孝議員が賃借している仙台事務所は生計を一にする親族が所有する事務所である疑いが大きいこと

安部孝議員が賃借している仙台事務所は、〇〇氏が共有持分を有しているところ、〇〇氏は平成21年4月以降安部孝議員に対し仙台事務所を提供して便宜を図ったり、安部孝県政報告会において安部孝議員の夫人として振る舞ったりしてきた。そして、〇〇氏は平成24年6月以降仙台事務所が入った仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物において安部孝議員と同居しているものと考えられる。このように〇〇氏と安部孝議員との親密な関係からすれば、高濱まなみ氏は安部孝議員とは「生計を一にする親族」の関係にあることが強く疑われるところである。

そして、安部孝議員は平成24年6月以降、大隆株式会社に賃料を支払っているところ、大隆株式会社は、〇〇氏が取締役を務め、本店所在地は〇〇氏の住所であり、賃貸借物件は〇〇氏が共有持分を有する物件なのであるから、実質的には、〇〇氏に支払っているのと同様である。平成21年4月から平成24年5月までの仙台事務所の賃料の支払先については、この間の賃料の領収証の名義人が黒塗りであるため直ちには判明しないが、安部孝議員と〇〇氏の親密な関係からすれば、〇〇氏が平成21年4月から平成24年5月まで賃料を受け取っていたと強く疑われるところである。

したがって、安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料を支払うことは極めて不適切であり、事務所費の充当指針に抵触するというべきである。

エ 小括

以上のとおり、「政務活動費の手引き」の事務所費の充当指針に抵触するのであるから、安部孝議員は政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費について政務活動費を支出したとは認められず、違法かつ不当に政務活動費を支出したというべきである。

(2) また、安部孝議員はこのように違法不当に政務活動費から事務所費を支

出していた仙台事務所に送付されていた新聞の料金を資料購入費として支出し、仙台事務所において使用していた電話の使用料金を事務費として支出していたのであるから、かかる資料購入費と事務費の支出についても違法不当であるというべきである。

第4 結語

以上述べてきたように、本件は、現在宮城県議会議長という重責を負う安部孝議員が過去約6年間に政務活動費から事務所費、資料購入費、事務費として545万円余の多額の金員を違法かつ不当に支出したというものである。本件は、①宮城県議会議員は政務活動費の使途基準を軽視しており、適正に政務活動費を支出するという意識に乏しいこと、②宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないことという宮城県議会における政務活動費の支出に関する構造的な問題の象徴である。

本件の問題の大きさに鑑み、監査に当たっては、安部孝議員の政務活動費の支出した状況について議員から綿密に事情を聴取し、その弁解を裏付ける十分な資料等の提出を求めて、適切に事実認定することを求める。そして単に安部孝議員に政務活動費の返還を求めるだけでなく、事案の悪質さに鑑みて安部孝議員に対して政務活動費の支出時からの利息の支払いを求めるべきである。さらに、政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

添 付 資 料

- 1 平成21年度から平成26年度までの政務活動費の支出についての事実証明書 各1通
- 2 登記簿等 各1通

以 上